

平田村認定こども園建設工事設計業務の概要書

本業務は、旧平田村役場庁舎跡地に認定こども園を建設するための基本・実施設計及び付随する業務を行うものである。

また、設計業務においては、「平田村認定こども園計画概要」及び関係者会議等の意見、要望を設計内容に反映できるよう、事務局と協議の上で柔軟に進める。

なお、この概要書に記載した事業内容の数値等は、プロポーザル技術提案のためのものであり、現時点での想定(予定)数値を示したものである。

1. 業務内容

(1) 基本設計

- ・設計条件等の整理
- ・仮設計書の作成
- ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ・基本設計方針の策定
- ・基本設計図書の作成
- ・概算工事費の検討(こども園新築工事)
- ・基本設計内容の説明等

(2) 実施設計

- ・要求の確認
- ・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ
- ・実施設計方針の策定
- ・こども園新築に係る実施設計図書の作成
- ・実施設計内容の説明等

(3) 付随する業務

- ・建築基準法に基づく計画通知申請手続業務
- ・建築基準法に基づく構造計算適合性判定申請手続業務
- ・積算業務(内訳明細書の作成等)
- ・透視図作成業務
- ・エネルギー使用の合理化等に関する法律等関係法令に基づく申請書類作成業務及び申請手続業務
- ・敷地測量業務
- ・標準貫入試験による地盤調査業務
- ・工事(こども園新築)工程表の作成

※国、県及び村の関係法令及び基準を遵守すること。

※業務内容の提出書類・図書等の詳細については、「平田村認定こども園等建設工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」6. 参加申込書の提出及び資料の貸与に記載のとおり、参加事業者に対し別で示す設計委託業務仕様書を参照すること。

2. 認定こども園施設等の概要

(1)施設名称:平田村認定こども園

(2)建築場所:石川郡平田村大字永田字広町34番地ほか(別添「位置図」参照)

(3)敷地面積:約9,000㎡

(4)規模:延べ床面積 2,500㎡を超えない。

(5)構造:木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造(技術提案による)平屋建て

※教育・保育環境の充実に資する提案として、内装は木質を基本とする。

(6)設備:電気設備、機械設備(空調機器を含む)

(7)用途地域:指定なし

(8)基本設計:契約締結の日(平成30年3月14日予定)～平成30年5月31日まで

実施設計(予定):平成30年6月1日～平成30年10月31日まで

(9)工事期間:(予定)平成30年12月12日～平成32年1月31日

(10)工事費:こども園建設(外構整備を含む) 予定上限額

9億円(消費税及び地方消費税含む。)

(11)設定園児数:200人(0歳:10人、1歳:20人、2歳:30人、3歳:40人、4歳:50人、5歳:50人)

登園園児数(29年9月末現在):186人(0歳:一人、1歳:25人、2歳:20人、3歳:39人、
4歳:44人、5歳:58人)

※福島県が定める幼保連携型認定こども園の最低基準を満たすほか、幼保連携型認定こども園の実施に必要な関係法令に定める基準を充足すること。

3. 施設の内容

A. 認定こども園について

(1)屋内施設

0歳児保育室、1歳児保育室、2歳児保育室、3歳児保育室、4歳児保育室、5歳児保育室、一時保育室、子育て支援室、多目的室(予備保育室)、沐浴室、調乳室、調理室、洗浄室、検収室、配膳室、遊戯室(300名収容可)、職員室、湯沸室、医務室(シャワー設備付き)、更衣室、会議室、相談室、トイレ(園児用・大人用・調理員用)、玄関ホール、倉庫、教材室、図書コーナー、印刷室、洗濯室、乾燥室

※将来的な児童数の変化を考慮したプランを検討すること。

※上記以外の施設については、「平田村認定こども園計画概要」や提案者の考えに基づき追加すること。

(2)屋外施設

園舎近くに園庭や遊具を整備し、別に0～2歳児用の園庭及び遊具を設ける。

(3)その他

施設の配置は、日照や周辺環境（道路・河川など）を踏まえ快適性・安全性を確保しながら柔軟な発想で配置を計画すること。

再生可能エネルギー設備等を積極的に導入し、高断熱な園舎とすること。その他、工事費の概算を超えないように、自然環境保全を推進する平田村に合う提案を検討すること。

※上記の記載以外に、「平田村認定こども園計画概要」から要望を汲み取り提案すること。

※庁舎跡地の既存建物は、こども園建設工事の着工前までに解体するので、更地になっている予定である。